

第3回浦安市自立支援協議会 議事要旨

○「障がい」の表記について

法律名、団体名等固有の名称を除き「障害」は「障がい」と、「害」を「がい」とひらがな表記します。

(例) 障がい者福祉センター、身体障がい者福祉センター など

○委員名の表記について

障がい当事者あるいはそのご家族である委員のプライバシーの保護の観点から、また、委員は団体等を代表としてご参加いただいていることから、発言者の名称には、団体名等を掲載します。

1. 開催日時 令和5年11月9日(木) 15:15~16:00

2. 開催場所 東野パティオ 2階 会議室3・4 (オンラインと併用)

3. 出席団体名

和洋女子大学(会長)、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも(副会長他1名)

浦安手をつなぐ親の会、浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ

浦安市聴覚障害者協会、社会福祉法人敬心福祉会(2名)、社会福祉法人佑啓会

社会福祉法人千楽、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

社会福祉法人なゆた、株式会社徳正、株式会社舞浜コーポレーション

浦安市社会福祉協議会、中核地域生活支援センターくらっち、千葉県立市川特別支援学校、福祉部、こども発達センター

4. 議事

(1) 部会活動報告

5. 資料

議題1 資料 部会活動報告

(当日資料) 合同部会チラシ

(当日資料) 障がい者アート展チラシ

6. 議事

(1) 部会活動報告

各部会のリーダーまたはサブリーダーより第2回の報告を行った。委員からの意見は次のとおり。

<こども部会について>

中核地域生活支援センターくらっち：こども部会に関連して参考情報で千葉県の取り組みが始まっているため、共有させていただきます。

千葉県で今年度からヤングケアラーの支援体制構築事業ということで、市川市に本部のある「ダイバーシティ工房」というNPOが相談事業を受託して、ヤングケアラーの総合相談事業を始めております。我々もいろいろ連携をさせていただいておりますので、よろしければ委員の皆様にもチラシとかリーフレット等をお届けできればと思います。よろしくお願いいたします。

会長：千葉県で始めたということですね。相談がどんどんくるような感じですか。

中核地域生活支援センターくらっち：LINE相談でまだ数件やりとりしている程度ですが、ヤングケアラーについての勉強会、研修会にも講師として行ったりもできます。

会長：そういう取り組みも少しずつ広げていくことが必要なのかなと思いました。

浦安市社会福祉協議会：昨年度だと思いますが、教育委員会の方でヤングケアラーの実態調査アンケートを実施されたと思うのですが、結果は公表されたのでしょうか。

こども発達センター：アンケート結果については、浦安市のホームページに公表されております。結果について私が詳細に記憶していればよかったのですが、そこはホームページを確認していただけるとありがたいです。

会長：医療的ケア児を受け入れてくれるショートステイに関して言うと、どこの市も苦労なさっていると思います。一つの方策としては、浦安の状況がどうか分らないですが、老健施設に障がい児の短期入所の指定をとってもらおう。医療機関のため看護師さんとかもいらっしゃいますので、そういったところで医療型ショートをやるという手もあると聞いたことがあったので、色々な方策を模索して、一つでも増やして行かなければいけないと思いました。

医ケア児を抱えるご家族、特にお母さんが中心になると思うのですが、様々な関係機関と自分の子どもについての的確に状況をお伝えするというのも、言語化が難しいだろうなと思っています。そのために相談支援がついていて、そこをお手伝いするはずだと思うのですが、いかんせん、そこは先ほどの障がい者福祉計画の話にもありましたが、相談支援の人材が少ないという堂々巡りの話になってしまうのですが、複雑な障がいになればなるほど、相談支援専門員の知識やスキルを上げていかなければいけないだろうと思いました。

<就労支援部会について>

中核地域生活支援センターくらっち：福祉的就労と一般就労の併用を上手に利用することについて、どんなことが可能なのかを具体的に教えていただきたいと思っております。

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団：併用で実際にあった就労支援センターの事例では、一般就労されていたけれども、企業の方で休職状態に入る期間があり、その中で生活リズムを崩したくないということで就労継続支援B型を休職期間中に利用した例もあります。

市内でもB型等の併用は結構されているところが多いので、今後一般就労において、短時間の就労というのが可能になったり、枠組みが変わってきた時に、そこからステップアップして行く上で、B型の就労で、日中活動の時間を延ばす訓練をしつつ、一般就労の時間を伸ばしてくような、そういった活用法も今後増えていくのではないかと話も出てきております。

また、就労継続支援A型で短時間、週3日というような、柔軟な就労の形態も出てきているので、そういったところとB型の併用をしたり、様々な可能性は広がっていくかと思えます。

あと現実的ではないかと思いますが、週40時間の枠組みの中で、福祉的就労で時間がまだある時間帯で、夕方から始めるB型とか、そういったものができてくれば、色々な併用の方法はあるのではないかと。あとは、資源がどれだけ広がっていくかになるかと思えます。

会長：私もその話をお聞きして、一般就労したら完全に福祉から切れて、一般就労に移行するというよりは、若干ののりしろを残しながら、一般就労でやっていることを踏まえて、B型なりA型の訓練的な要素も入れながら。そうでなくても急激な環境変化が苦手な方も多い中で、福祉的就労も残しながら同時にやっていくのがいいなと思えました。

そういう取り組みが増えると、定着にもつながっていくのかなと思えます。

浦安手をつなぐ親の会：これは要望といいますかお願いになるのですが、親の会の会員から「浦安はたらく場福祉マップ」について、ぜひ欲しいという要望があるのですが、今パソコンでダウンロードしてくださいというご案内になっているようで、私どもの会員も、パソコンが使いこなせない方も結構いらっしゃるので、ぜひ希望者には配布をいただけるように、対応頂けないか。例えば市役所に行けばそれをコピーいただくと、そういう対応をご検討いただくと大変ありがたいという話がございましたので、ぜひご検討いただければと思います。

事務局：はたらく場のマップについては、親の会でご希望される方の部数を用意して、配布させていただきます。

浦安手をつなぐ親の会：ありがとうございます。大変助かります。ただ、頻繁に更新されているということなので、我々も努力したいと思うのですが、また新しい情報があれば、適宜いただくと。難しいと思うのですが、それも含めてお願いできればと思います。

会長：議題4では、重度障がい者の就労あるいは高次脳機能障がいの専門職、専門的な支援の不足は事例を積み重ねていって、どういう工夫が有効だったというようなノウハウを蓄積していかないと育っていかないのかなという気もしておりますので、今後、そういう事例が出てきたら、この場でも報告いただければと思っております。

よろしく願いいたします。

<地域生活支援部会について>

会長：地域生活支援部会には精神当事者とか親の会の方はいらっしゃるんですか。

社会福祉法人佑啓会：両方いらっしゃいます。

会長：どうしても他市の資源に依存せざるを得ないという難しさがあるんでしょうかね。
課題の洗い出しとしてはできつつある一方、対応の方が追い付いて行かないというところですね。

浦安手をつなぐ親の会：こちらの内容について質問ですが、精神障がいに特化したグループホーム、なかなか無いのかなと思いますが、どういう精神障がいを想定されているのかお聞きしたいと思ひまして。私、色々精神障がいの方たちのお世話をしているのですが、統合失調症の方が、人数的に多いのかなと思うのですが、それも一人一人、症状が違うので、その人たちを一か所に集めて、共同生活をするイメージがしにくいですけども。どういうイメージでおっしゃっているか興味がありまして、お聞きしたいと思ひます。

社会福祉法人佑啓会：精神障がいの方も様々な病状があったり、病気があったりすると思ひます。一つ言えば、例えば精神疾患等で入院されている方が地域に帰っていくためのプログラムをどうするか。また、プログラムだけではなくて、受け皿のシステムを作っていかなければいけないというイメージを持っていただくと、一番わかりやすいのかなと思ひます。確かに統合失調症の方は肌感としては一番多いのかなと思うのですが、そういった方々を対象にしていると思ひただければいいかなと思ひます。

会長：私から補足で、精神障がいの方、基本的にはグループホームでお住まいになるよりは、一人暮らしの形に落ち着かれる方のほうが多いんだろうと思ひます。とは言え、統合失調症、躁うつなどの陽性症状が出るパターンで、支援がないと住み続けるには難しい方も中にはおられます。そこで、訓練的な要素も含めながら、グループホームで暮らしの訓練をしつつ、一人暮らしに移行される方もいらっしゃいます。そんなイメージで精神障がい者のグループホームを私は理解しておりました。

浦安手をつなぐ親の会：ありがとうございます。親の会のメンバーにはそういう方いらっしゃらないのですが、確かにうつ病などで日々の生活自体が難しいということで、何らかのお世話を希

望される方はいらっしゃるかなと思います。あとは、精神的に一人で住むのが不安だというような方もおられて、何かあった時に誰か頼れる人がいるところで暮らしたいという方もいると思いますので、そういう方を支えられる場所という意味ではあるのかなと思いました。

会長：そこに一定の専門性が必要というところを合わせて、共有しておきたいと思います。

<権利擁護部会について>

会長：いよいよ 8050 問題の対応についてのグループワークに入ってきました。特に支援に繋がっていない引きこもりの 50 側の支援の介入が難しいといった意見が、どのグループからも出ていたのかなと思います。これに関して通常の計画相談などが入れない状況の中で、委託費で運営をしている半公的な機関、基幹相談もそうですが、場合によっては中核地域生活支援センターとか、生活困窮者自立支援相談、そういった委託費で運営しているところが細く長く繋がっていきつつ、タイミングを待ちながら繋がっていくということが必要なんだろうと思うので、総合相談窓口が連携しながら見守っていくことがこの 8050 の支援に非常に重要なことになっていくのかなと思いました。

浦安手をつなぐ親の会：病院の対応で合理的配慮に疑問があったということですが、親の会の意見として、どうしても順番待ちをしなくてはいけない状況が多いのですが、その際に、なかなか待てない障がいのあるお子さんとかを、一緒に病院に親が連れて行くんです。その親が、ほかの方にも迷惑かけているんじゃないかということで、非常に気持ち的につらいという意見があります。この辺なんとかできないか。解決策としては、障がいのある人を優先的に、順番を飛ばしてもらおう。例えばファストパスとかよく海外であるのですが、こういうことを配慮いただけると、ありがたいという意見がありました。ただ、他にお待ちの方も、皆さん高齢だったり色々お急ぎの方も多いい中で、我々が障がいだけで優先されていいものかどうかというのは、議論の余地があると思いますが、親の希望としては、なんとかそういう待ち時間の辛さを解消していただけないかという希望があるということで、申し述べたいと思います。

会長：ここの意見に関しては、承りましたということにさせて頂ければと思います。

その他、事務局より、11 月 30 日（木）に開催する、合同部会講演会及び、障害者週間にあわせて 12 月 20 日（水）から 26 日（火）まで開催する障がい者アート展について案内があった。

部会活動報告

- ・第2回こども部会
- ・第2回地域生活支援部会
- ・第2回権利擁護部会
- ・第2回就労支援部会

部会活動報告

| | | |
|-----|------------------------|-----------|
| 部会名 | 令和5年度 第2回こども部会 | *作業部会（無） |
| 日時 | 令和5年 11月6日（月）午後2時～午後4時 | 会場及びオンライン |

■報告事項

| | | |
|---|------|--|
| ① | 議題 | 第2回自立支援協議会の報告 |
| | 協議内容 | 第2回自立支援協議会で報告した内容について振り返りを行った。 （主な意見）特になし |
| | 協議結果 | ■審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ（報告・審議） <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| ② | 議題 | 第1回こども部会の振り返り |
| | 協議内容 | 第1回こども部会の協議内容について振り返りを行い、事務局から医療的ケア児の基礎調査結果について報告した。 （主な意見）特になし |
| | 協議結果 | ■審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ（報告・審議） <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| ③ | 議題 | 医ケア児・きょうだい児やその家族について |
| | 協議内容 | <p>こども部会の中で見識を深めるために、委員の経験をもとにお話頂いた。</p> <p>①医療的ケア児やその家族について ②きょうだい児やその家族について</p> <p>（主な意見・質疑応答）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほかの家族とのコミュニケーションについて、どこでどのようなつながりが生まれるのか。 →主に保育園・民間デイサービス・発達センターの保護者会や参観日やイベントで情報交換をする。当事者の家族同士の場合は、グループラインを使って情報交換やコミュニケーションをとる。 しかし全体的にコミュニケーション手段は限られていて、障がいの特性上あまり周りに知られたくない情報もあるので、困っていることをすべて解決できるような現状ではない。 ・学校でも、親御さんから当事者だけでなく、きょうだい児についても気にかけることが大切という意見を耳にするので、今回のお話も勉強になった。 ・一つの事例として、広報誌に当事者の子どもが載ることになったときに、きょうだい児が抵抗感を示したことがあった。 ・事業所として当事者以外の家族（親・きょうだい）が参加できるイベントを開催している。造形ワークショップなどでは、家族の中でそれぞれの良さや知らなかった面などを、再認識する機会となっている。 <p>様々な状態の子どもがいるが、地域の中で医ケア児のことについて市民に知ってもらうことが大切だと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きょうだい児が安心して話し合える場所とは、現状どのような場所がイえる |

| | |
|--------------------|--|
| 協 議 内 容 | <p>事務局より地域包括ケアシステムの概要について説明を行った後、「千葉県精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」の浦安・市川圏域における受託事業者である（福）サンワークの委員の捕捉。その後、各委員に意見を求めた。</p> <p>(主な意見)</p> <p>①医療に関すること</p> <ul style="list-style-type: none">・入院治療が地域（浦安市）でできない。・市外の入院先から、退院しても受け入れ先がなく、地域に帰れない。・退院しても地域になじめない、孤立化してしまう。・医療従事者の精神障がいに対する理解不足がある。・病院の設置が難しいのであれば、精神障がいに特化した在宅医療のネットワークづくりが急務だと思っている。・団体所属の当事者は既にそれぞれのかかりつけがいる。 <p>②障がい福祉・介護サービスに関すること</p> <ul style="list-style-type: none">・(防災・福祉避難計画について) 福祉サービスを使っていない精神障がいの方をどうするか。・(同上) 手帳を持たず、受給者証と生活保護で生活している方もいる。そのような方を拾うのは難しい。・精神障がいの方は障がい手帳を持ち続けるものでもない。状態が悪くなった時には福祉ではなく医療が必要になっているケースもある。・精神障がいに特化した短期入所のニーズがある（市川市にはある）。・緊急の短期入所の利用は、問い合わせを含めて精神障がいの方が多い。受給者証のない方もいて、繋がっていない人はまだまだいると感じる。 <p>③住まいに関すること</p> <ul style="list-style-type: none">・精神障がいに特化した、専門性の高いグループホーム（以下、GH）に対するニーズは高い。・GHの空床は、専門性や家賃などで mismatch が生じているからではないか。・入院先から浦安市に戻りたくても戻れない背景には、精神障がいに特化した機関、相談員が不足していることがある。・GHを運営する側としても、専門的スキルが必要だと感じる。・GHに精神障がいのある方が入居する際、その事業所だけでなく、他の事業所・機関との連携を図って対応したい。 <p>④社会参加・地域の助け合い・普及啓発に関すること</p> <ul style="list-style-type: none">・(防災・避難訓練について) 地域で避難訓練は行われているが、当事者一人では参加できない。できる状態にない。 |
|--------------------|--|

法的責任は刑事的責任と司法的責任がある。刑事的責任は名誉棄損罪などがあるが、要件が難しく、悪意の伴う行為でなければこれにあたることは少ない。

司法上の責任については、精神的苦痛を受けたなどによる慰謝料請求等が考えられる。例えば障がい者・高齢者虐待にあたるような事例であれば通報義務があるため、責任は生じないと考えられる。

虐待かどうか疑わしい場合には、言われた側の精神的苦痛と、言った側の社会的相当性・合理的必要性により決まる。この時に悪意があれば合理性、相当性は否定される。伝える内容として、問題のある家庭を発見した時に、伝えるべき必要性があれば合理的必要性は認められるのではないかな。

また、慰謝料請求については裁判を経て決まることとなるため、言われたことで責任が生じるものではない。相手が嫌がるようなことはすべきではないが、今般の内容としては問題がない場合があると考えられる。

(上記説明に対する主な意見・質疑応答)

- ・8050 問題については経済力のある親へ当事者の経済的な依存度は非常に強いと考えられるが、この議論を行うにあたっては、どこまでが許容されるという考え方で議論を行うのか、経済的な問題についても踏まえた議論をするのか。
→サブリーダー：50 側が 80 側への経済的依存が強い家庭が多いことが昨年度の調査でもわかっている。この問題については経済的な問題を抱える世帯が多いという前提で協議を進めている。
- 経済的な問題についても検討するという前提か。こういった会議について障がい者への配慮が欠けていると感じる場面が多いため、今後の改善を要望する。
- ・先ほどの説明の中で名誉棄損の話があったが、該当する世帯が隠しておきたいと考えていた場合に名誉棄損に当てはまる場合はあるのか。
- 情報を共有することに社会的な必要性が認められれば、刑事的責任を問われるリスクは高くないと考えられる。

■グループワーク

事務局の説明の後、3 グループに分かれ協議を行った。各グループの発表内容は以下のとおり。

A グループ

8050 問題への各家庭への介入について

- ・行政の各部署の連携が重要である
- ・市川保健所の巡回相談につながるのも有効ではないか
- ・すぐに解決できなくてもつながり続ける支援を行う
- ・発見したら相談窓口の提供を行う

親亡き後に対する不安について

- ・精神障がいの方は他者に言いにくく、隠すケースが多い

アート と ケア

～豊かな時間を生み出す 取り組み～

一見、かけ離れていると思われがちなアートと障がいのある人との関わりが注目をされています。アートとケアの関係、表現の場があることで障がいのある人もケアする人も 心豊かになる時間を、事例を通じてお話します。

講演

千葉県障害者芸術文化活動支援センター
「千葉アール・ブリュットセンター うみのもり」センター長

こまちだ たまお 氏

会場

浦安市役所4階 会議室S2・3・4
(浦安市猫実1-1-1)

日時

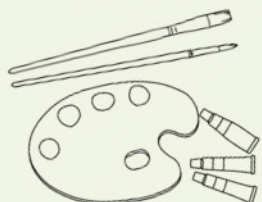
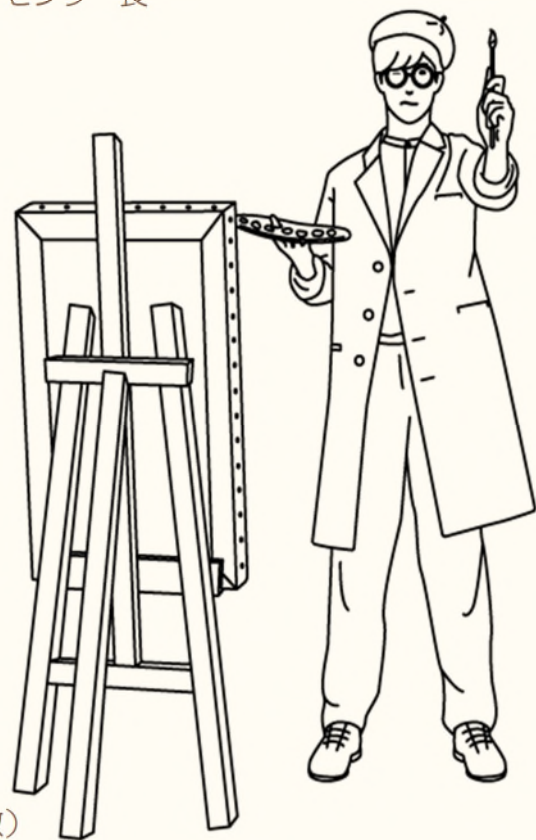
令和5年11月30日(木)
午後2時から午後3時30分
(講演時間は約90分を予定)

定員

20名(先着順)

申込

必要事項(氏名、ふりがな、連絡先、参加人数)
を記載の上、電話・FAX・メールで障がい事業課へ



お問い合わせ：浦安市福祉部障がい事業課

電話：047-712-6397 FAX：047-355-1294

メールアドレス：shougaijigyou@city.urayasu.lg.jp

浦安市

障がい者 アート展

2023

12月3日から12月9日は障がい者週間です。

開催
期間

令和5年

12月20日(水) ~ 12月26日(火)

会場

浦安市役所 1階 市民ホール

注意
事項

会場内は写真撮影可となっております。但し撮影した写真をインターネットやSNSにアップロードする行為は禁止といたします。

その他の注意事項は浦安市ホームページをご覧ください。

お問い合わせ

浦安市障がい事業課

〒279-8501 浦安市猫実 1-1-1

TEL 047-712-6397 FAX 047-355-1294

E-MAIL shougaijigyoku@city.urayasu.lg.jp